

○鞍手町工場等設置奨励に関する条例

平成3年12月21日鞍手町条例第23号

改正

平成13年10月1日条例第30号

平成22年9月16日条例第14号

平成24年3月27日条例第8号

平成26年12月17日条例第29号

鞍手町工場等設置奨励に関する条例

鞍手町工場設置奨励に関する条例（昭和52年鞍手町条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、鞍手町内における工場等の取得等を奨励し、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町勢の発展と住民の福祉を増進することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）工場等 土地建物、機械器具等を設備し、常時従業員を雇用して事業を営むために使用する施設のうち、規則で定めるものをいう。
- （2）取得等 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。ただし、資本金等の額が5,000万円を超える法人については、新設（町内に工場等を有しない者が、新たに工場等を設置すること又は町内に既存の工場等を有する者が、新たに異なる業種の工場等を設置することをいう。）又は増設（町内に既存の工場等を有する者が、生産増加又は処理能力増加のために同じ業種の工場等を拡充することをいう。）に係る取得等に限るものとする。

（指定の基準）

第3条 この条例の適用を受けることができる者は、工場等の事業の用に供されることとなり、工場等を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第3号、又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第3号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が500万円（資本金等の額が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円、資本金等の額が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）を超える工場等の取得等をしようとする者のうち町長が指定した者とする。

(課税免除措置)

第4条 町長は、第1条の目的を達成するため、前条の規定により指定した者に対し、規則で定める工場等の建物及びその敷地である土地並びに機械及び装置に対して課する固定資産税については、鞍手町税条例（昭和30年鞍手町条例第7号）の規定にかかわらず、3年度を限度として、当該固定資産税の額に100分の100を乗じて得た額を免除することができる。

2 前項による固定資産税の課税免除の額は、議会の議決を得なければならない。

(課税免除措置の承継)

第5条 町長は、課税免除措置を受ける者が相続、合併、譲渡により変更を生じたときは、その工場等を承継して経営する者に対して残存期間課税免除措置を講ずることができる。この場合において、承継者は、その事実を証する書類を添付し、町長へ届け出なければならない。

(課税免除措置の取消等)

第6条 町長は、第3条の規定により指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、当該免除額（法定納付期限の翌日から起算して5年を経過したものを除く。）の全部を固定資産税として賦課徴収することができる。ただし、倒産等により返還能力がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 指定を受けた事業を廃止し、又は6か月以上休業したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により奨励措置を受けたとき。

(3) この条例に基づく規則及び奨励措置の指定の際、付された条件に違反したとき。

(4) 第3条に規定する基準に該当しなくなったとき。

(鞍手町工場等設置奨励審議会の設置)

第7条 町長は、この条例の運用の適正を図るため諮問機関として鞍手町工場等設置奨励審議会を設置する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月17日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 改正後の鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定は、適用日以後の機械及び装置、工場等の建物、その敷地である土地の取得について適用し、適用

日前の取得については、なお従前の例による。

附 則（平成13年10月1日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年11月13日から施行し、平成13年1月2日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定は、適用日以後の機械及び装置、工場等の建物、その敷地である土地の取得について適用し、適用日前の取得については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月16日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、現に改正前の鞍手町工場等設置奨励に関する条例により指定を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月17日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月15日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。